

知っておきたい年金のこと



国民年金保険料の納付 将来に備え 納付しましよ!

国民年金保険料を納めていない期間や、免除（全額免除・1/4免除・半額免除・3/4免除）・猶予（若年者納付猶予制度・学生納付特例制度）の承認を受けた期間については、納付や追納をしなかった場合、老齢基礎年金の年金額が減額されることとなります。そのため、納めていない保険料の納付や後納・追納を行うことにより、年金額の増額に繋げることが可能となります。

追納の対象となる保険料

免除（全額免除・1/4免除・半額免除・3/4免除）や猶予（若年者納付猶予制度・学生納付特例制度）の承認を受けた保険料のうち、納めるべき一部の保険料を納付している期間については、申し込みによって追納することが可能です。

追納の対象となるのは、過去10年以内の免除および猶予期間に限られ、古い保険料から順次納めることとなります。

後納の対象となる保険料

納付期限から2年が経過した国民年

金の未納保険料については、時効により納めることができなくなりますが、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、申し込みによって事後納付（後納）することが可能となります（後納制度の創設）。

後納制度の対象となるのは、過去10年以内の未納期間に限られ、古い保険料から順次納めることとなります。

納めていない保険料 （未納保険料）

国民年金保険料の納付は義務であるため、納付期限までに納めなければなりません。また、一部免除の承認を受けている保険料（1/4免除・半額免除・3/4免除）についても、納めるべき一部の保険料を納付しなかった場合は未納保険料となります。

これらの未納保険料は、納付期限から2年を経過すると時効により納付できなくなります。未納保険料を納付できなかつた場合、保険料を納付した場合と比べて年金額が低くなるともに、年金の受給権を確保できなくなる場合もあります。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）または保健福祉課戸籍担当までお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56-2123

現況届けを忘れずに！

◆児童扶養手当◆

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。（※児童とは、18歳未満または、20歳未満で一定以上の障がいのある方）

【児童の要件】

- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- 父または母が重度の障がいにある児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

【支給制限】

- 児童が施設に入所しているとき
- 受給者または児童が公的年金を受けているとき
- 前年分の所得が一定額以上ある場合 など

◆特別児童扶養手当◆

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

【支給制限】

- 前年分の所得が一定額以上ある場合
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受給することができるとき
- 児童が施設に入所しているとき

■お問い合わせ

保健福祉課 戸籍担当
電話 56-2123

8月中に現況届けを出さないと8月分からの手当を受給することができなくなることがありますので、ご注意ください。



消防総合訓練大会～日頃の訓練の成果を披露～



平成26年6月29日(日)富良野地域人材開発センターにおいて、第44回北海道消防協会上川地方支部富良野地区分会消防総合訓練大会が開催されました。

本大会は、富良野広域連合の5消防団が一堂に会し、日頃の訓練で培った部隊行動及び消防操法を披露するもので、今年は5消防署所・5消防団から240名余りが参加して実施されました。

大会は、各消防団が小隊訓練と消防操法応用訓練を実施したのち、消防職団員合同で実際の火災を想定した模擬火災訓練を行い無事に終了しました。

皆さんは、消防職団員が敬礼したり行進するのに基準があるって知っていましたか。これは「消防訓練礼式の基準」というのですが、消防職団員が厳正な規律を身につけ、部隊行動を確実軽快にし、礼儀正しく一致団結することを目的としています。

私たちは、このような基準のもと訓練を重ねることで、災害が発生した際に迅速かつ的確に行動できるように日々精進しておりますので、今後とも消防行政にご理解とご協力をお願いいたします。

消防団員募集!! 詳細は庶務係まで 電話56-21119

救急出場状況(6月分)

急病	6件	(6人)
交通事故	3件	(2人)
一般負傷	3件	(3人)
6月計	12件	(11人)
累計	72件	(68人)

※()内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

子どもや高齢者に 思いやりを持った運転を!

子ども達は夏休みです。

夏休みを迎える子ども達は外出の機会が増え、事故に遭う危険性が増します。また、ドライバーは暑さによる疲労から注意力が散漫になりがちです。「ぶつかって初めて気づいた」は運転者失格です。交差点付近では子どもや自転車の飛び出しに十分警戒して走行しましょう。保護者の皆様は、子ども達に自動車が出てくる時は絶対に道路を横断しないよう注意を促しましょう。

高齢者は思うようには動けない。

歩行中死者に占める高齢者の割合は平成25年で78%となつています。高齢者との事故を防ぐために、まずはドライバーが高齢者の特徴を理解しておきましょう。

1.「相手が止まってくれる」などと、周囲の状況を気にせず、自分の思ったよう行動しがちな。

2. 視力・聴力の衰えから、車の速度を判断しにくくなり、また周辺のエンジン音が聞き取れず、車の発見が遅れる事がある。

3. 体力・運動能力の衰えから、

村民の願いです ゼロ
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

2707日

SS 平成26年7月20日現在

交通安全

SAFTY DRIVE

上川管内交通事故発生状況
(平成26年7月8日現在)

発生数		前年対比
人身事故	196件	-64件
死者	6人	+4人
傷者	243人	-69人

誰もが当事者になる危険性があります。スピードダウン・シートベルト全席着用・安全確認・体調管理、ルールを守って交通事故防止に努めましょう!

歩行速度が遅くなり、車に対して機敏な動きが取れなくなる。
4. 交通ルールに弱くなり、ルールを無視した行動を取りがちになる。
高齢者を事故から守るには、高齢者を見かけたドライバーの皆さんの配慮や思いやりが不可欠です。「急に道路を横断してくるかもしれない」「赤信号でも横断するかもしれない」「車を確認していないかもしれない」といった、「かもしれない運転」を心がけましょう。